

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年4月3日(2008.4.3)

【公開番号】特開2005-269634(P2005-269634A)

【公開日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2005-038

【出願番号】特願2005-64348(P2005-64348)

【国際特許分類】

H 04 R 1/02 (2006.01)

G 10 K 11/22 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/02 102Z

G 10 K 11/22

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

空間の方を向く一方の端部に音開口部を含む導波管を備えた音響装置と、
音声源と、

前記導波管の他方の端部においてリスニング領域の方を向く音響ドライバーと、
前記音響装置と前記音声源と前記音響ドライバーとを統合化オーディオシステムとして
支持する構造体と、

を備え、

前記音響ドライバーと前記導波管の開口部とが、前記構造体から実質的に異なる方向を
向いていることを特徴とする装置。

【請求項2】

請求項1に記載の装置において、

前記音響ドライバーと前記導波管の音開口部とが、実質的に反対の方向を向いているこ
とを特徴とする装置。

【請求項3】

請求項1に記載の装置において、

前記導波管の音開口部が、前記リスニング領域を向いていないことを特徴とする装置。

【請求項4】

請求項1に記載の装置において、

前記導波管が、幹状部と該幹状部に接続された複数の枝状部とを備えていることを特徴
とする装置。

【請求項5】

請求項4に記載の装置において、

前記複数の枝状部のそれぞれが、対応する音響ドライバーを有していることを特徴とす
る装置。

【請求項6】

請求項1に記載の装置において、

前記導波管の開口端部によって放射される音が、前記音響ドライバーから放射される音

とは異なる周波数スペクトルを有していることを特徴とする装置。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の装置において、

前記統合化オーディオシステムが、ラジオを備えていることを特徴とする装置。

【請求項 8】

音声源と、

ハウジングによって支持されるとともにリスニング領域の方を向く音響ドライバーと、該音響ドライバーによって駆動される一方の端部と第 2 の開口端部とを有する導波管あるいはポートを含む音響装置と、

前記音声源と前記音響ドライバーと前記音響装置とを統合化オーディオシステムとして支持する前記ハウジングと、

を備え、

前記ハウジングが前記リスニング領域とは異なる方向を向く開放部を有し、該開放部が 2 つ以上の開口部を備え、前記音響装置の第 2 の開口端部が、前記ハウジングの開放部から空間によって分離され、かつ、前記開口端部から放射される音が前記開放部を通って通過するように前記開放部に関して方向付けられていることを特徴とする装置。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の装置において、

前記開放部が、格子を備えていることを特徴とする装置。

【請求項 10】

請求項 8 に記載の装置において、

前記開放部が、前記ハウジングにスロットを備えていることを特徴とする装置。

【請求項 11】

請求項 8 に記載の装置において、

前記音響装置が、折り曲げられた導波管を備えていることを特徴とする装置。

【請求項 12】

請求項 8 に記載の装置において、

前記空間が、少なくとも、前記音響装置から放射された音について前記ハウジングの開放部によって生じる歪みを実質的に減少させるために十分大きいものであることを特徴とする装置。

【請求項 13】

請求項 8 に記載の装置において、

前記音響ドライバーと前記音響装置の開口端部とが、実質的に反対の方向を向いていることを特徴とする装置。

【請求項 14】

請求項 8 に記載の装置において、

前記音響装置の開口端部が、前記リスニング領域の方を向いていないことを特徴とする装置。

【請求項 15】

請求項 8 に記載の装置において、

前記音響装置が、幹状部と該幹状部に接続された複数の枝状部とを有する導波管を備えていることを特徴とする装置。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の装置において、

前記複数の枝状部のそれぞれが、対応する音響ドライバーを有していることを特徴とする装置。

【請求項 17】

請求項 8 に記載の装置において、

前記音響装置の開口端部によって放射される音が、前記音響ドライバーによって放射される音とは異なる周波数スペクトルを有していることを特徴とする装置。

【請求項 1 8】

請求項 8 に記載の装置において、
前記統合化オーディオシステムが、ラジオを備えていることを特徴とする装置。